



「令和6年度郡山市物価高騰緊急支援給付金（冬期）」

2/14（金）から当該給付金の受付を開始します



ターゲット 1.5

2025年2月12日

郡山市保健福祉部

保健福祉総務課

課長 門澤 康成

TEL：924-3826

SDGs ターゲット 1.5 「貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、経済、社会、環境的ショックを軽減する。」

物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援として支給する「郡山市物価高騰緊急支援給付金（冬期）」の申請受付にあたり、2月14日（金）より対象世帯の世帯主へ手続きの書類を発送します。

- 1 対象世帯 次の全てを満たす世帯
 - 【住民登録】基準日（令和6年12月13日）時点で郡山市に住民登録がある世帯
 - 【課税状況】世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯
 ただし、対象外となる世帯に該当しないこと。（添付チラシ参照）
- 2 支給額 【対象1世帯あたり】36,000円（内訳 国：30,000円 郡山市独自上乗せ：6,000円）
 【対象子ども1人あたり】20,000円加算
 （対象世帯に属する平成18年4月2日以後に出生した子ども）
- 3 手続き 【住民税非課税世帯】
 世帯主宛てに支給要件通知書等を発送します。
 書類が届きましたら、内容をご確認いただき、振込口座等に変更のない場合は手続き不要です。
 【基準日以後に出生した子どもがいる世帯】
 当該給付金を受給後、基準日（令和6年12月13日）以後に出生した子どもがいる世帯については、追加給付の対象となりますので、相談窓口へご相談ください。
- 4 申請期限 令和7年4月30日（水） 当日消印有効
- 5 お問合せ 午前8時30分～午後5時15分（2月17日から4月30日まで。土日祝日を除く。）
 【相談窓口】郡山市役所本庁舎1階 正面入口西側（市民ギャラリー内）
 【コールセンター】フリーダイヤル 0120-839-906

詳細は、郡山市ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/63/130343.html>



令和6年度郡山市物価高騰 緊急支援給付金(冬期)のご案内

- 国の総合経済対策に基づき、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯の方々を支援するための給付金です。

給付金の支給額

- 対象1世帯あたり **3万6千円**
(内訳：国3万円+郡山市独自の上乗せ6千円)
- 対象子ども[※]1人あたり **2万円加算**
※対象世帯に属する平成18年4月2日以後に出生した子ども。

給付金支給の目安

適正な書類を
受理した日から **約3~4週間後**[※]

※提出書類に不備等がある場合は、修正をして
いただく必要があります。

支給対象となる世帯と必要な手続き

次の **すべて** を満たす必要があります。

住民登録：基準日(令和6年12月13日)時点で郡山市に住民登録がある世帯

課税状況：**令和6年度分**の世帯全員の住民税が**非課税**である世帯

(他市町村で同様の給付金を受けた世帯は除く)

他の要件：**裏面の「対象外となる世帯」に該当しない**

(1つでも該当する場合は対象外です)。

郡山市に令和6年度の
住民税課税情報が**ある**。

郡山市に令和6年度の
住民税課税情報が**ない**。

基準日(令和6年12月13日)以後
に出生した子どもが**いる**。

過去に本市で実施した物価高騰緊急支援に関する支給を受けた方へは口座情報が記載された、支給要件**通知書**を送付致します。その他の方へは支給要件**確認書**を送付致します。

市から支給要件確認書等を送付できないため、
コールセンターへご連絡ください。

☎ 0120-839-906

【別途申請が必要】

手続きの詳細は裏面 **Ⅱ** へ

支給要件通知書に記載のある口座情報を変更したい方は下記期限まで変更手続きをお取りください。

確認書または申請書の提出期限

令和7年3月4日(火)

※必着

令和7年4月30日(水)

※郵送の場合は、当日消印有効

裏面も必ずご確認ください。

手続きの詳細

I 書類の返送 ※振込口座を変更する方のみ

支給要件通知書に記載してある口座情報を変更したい方は、該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付のうえ、期限までに提出してください。

支給要件確認書が届いた方は、該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付のうえ、期限までに提出してください。

II 申請書の提出

まずは、支給要件を満たすか否か郡山市（コールセンター）にご確認ください。

満たす場合は、申請書の該当箇所を確認・記載し、必要書類を添付の上、期限までに提出してください。

必要な添付書類

● 本人確認書類 I II

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写しのいずれか1つ ※住民票の写しは不可

● 口座確認書類 I II

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できる預金通帳またはキャッシュカードの写しのいずれか1つ

● 住民税証明書 II

世帯全員の令和6年度所得・課税証明書、非課税証明書

※課税基準日時点の市区町村で発行された定額減税前のもの

● 申告内容確認書類 II

修正申告または期限後申告した場合は、その申告内容が確認できるもの

対象外となる世帯

以下のいずれか1つでも該当する世帯 は、**支給の対象** とはなりません。

- ① 既に他の市区町村で物価高騰緊急支援給付金と同様の給付金を受給した世帯で、当該世帯の世帯主を含む世帯
- ② 住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯
- ③ 租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯
- ④ 令和6年度の住民税未申告者を含む世帯

お問合せ先

郡山市物価高騰対応等緊急支援給付金
コールセンター

☎ 0120-839-906

【受付時間】 8:30~17:15 (土日祝日を除く。)

申請書の入手・電子申請方法など

【配布】 郡山市役所本庁舎1階
物価高騰対応等緊急支援給付金相談窓口

【ダウンロード】 郡山市公式ウェブサイト



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

国や自治体の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、
最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話（#9110）へご連絡ください。